

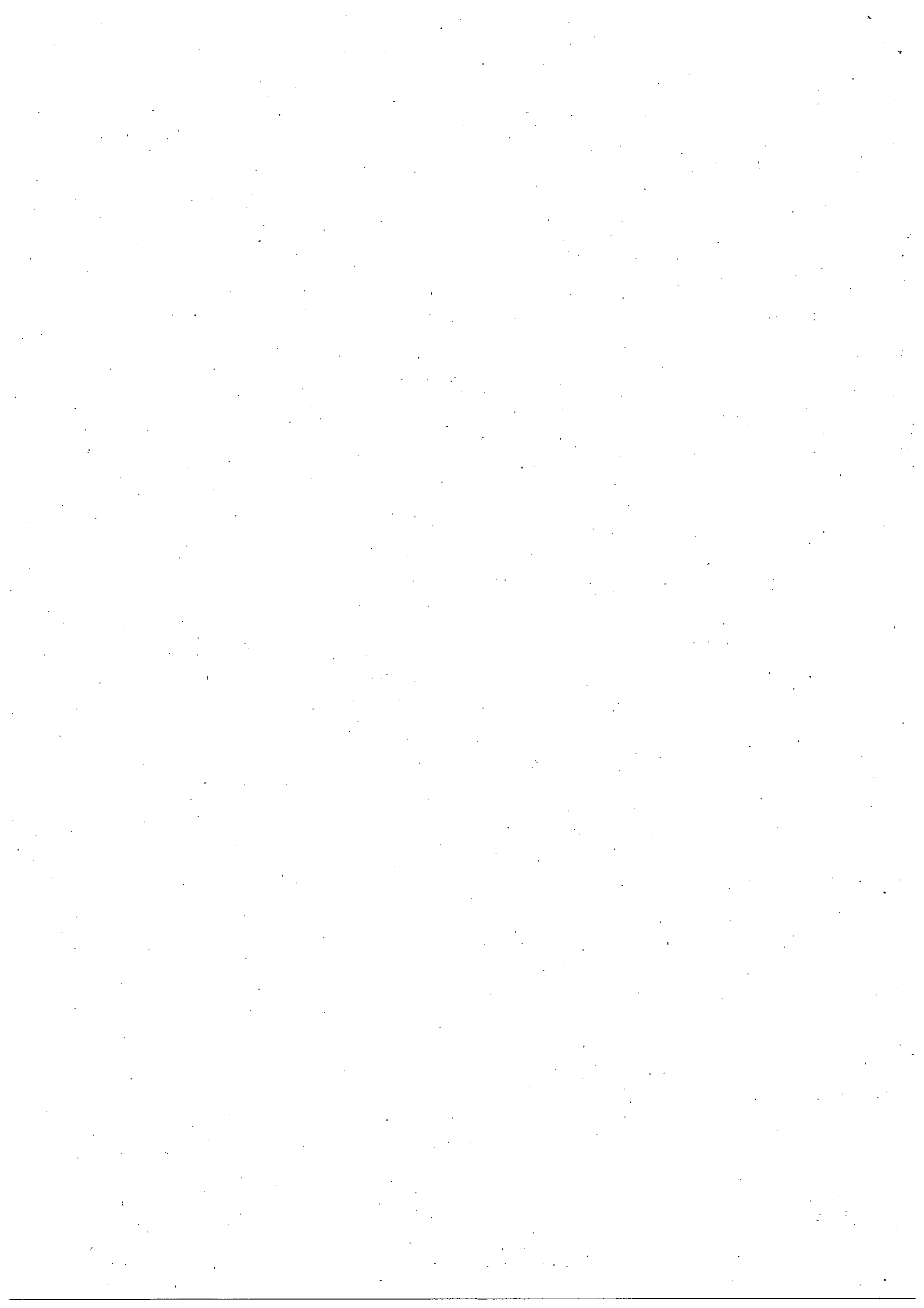
令和2年9月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次	ページ
1 市立仁田保育所及び緑ヶ丘保育所の民間移譲について	1～4
2 放課後児童クラブにおける不適正な会計処理について	5～6

こ ども 部

令 和 2 年 9 月



1 市立仁田保育所及び緑ヶ丘保育所の民間移譲について

(1) 市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針

市立幼稚園・保育所については、学識経験者、幼稚園及び保育所関係者等で構成する「長崎市立幼稚園・保育所課題検討懇話会」（平成18年11月）での検討を踏まえ、「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」（平成19年12月）において、行政が果たすべき役割を見極め、「民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用する」こととした。

なお、これまで11か所の市立保育所を民間法人に移譲している。

(2) 市立仁田保育所及び緑ヶ丘保育所の民間移譲の方針

仁田佐古小学校の移転に伴い、老朽化している仁田保育所と緑ヶ丘保育所（以下「両保育所」という。）を統合し、公募により民間法人に移譲して、旧仁田小学校の校舎跡地に保育所を1か所新設する。

なお、新設する保育所の建設・運営は、移譲先法人が行う。

(3) これまでの経過

両保育所に通所している園児の保護者をはじめ、地元自治会、連合自治会等との意見交換の場を設けるとともに、近隣自治会へ周知文書の回覧を行っている。

平成30年12月	平成30年11月市議会定例会教育厚生委員会所管事項調査 保護者説明会（第1回）
平成31年2月	保護者説明会（第2回）
平成31年3月	自治会等説明会
令和元年5月	近隣自治会にて周知文書を回覧
令和元年6月	保護者説明会（第3回）
令和元年7月	令和元年6月市議会定例会教育厚生委員会所管事項調査
令和元年8月	保護者説明会（第4回）
令和2年2月～3月	旧仁田小学校敷地試掘調査 (遺跡の対象となるものは確認されず)
令和2年7月21日	長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会 (地元の代表者の方へ説明)
令和2年8月	保護者説明会（第5回） 近隣自治会へ周知文書の回覧

(4) 移譲先法人による新保育所の運営開始日（予定）

令和7年4月1日

(5) 今後の進め方

移譲先の法人の決定や新保育所の運営については、地元の代表者や保護者の方にも、委員として移譲先法人選定審査会（※1）や運営協議会（※2）へ参加いただき、意見をいただきながら進めていく。

また、民間移譲の進捗状況等について、随時、保護者や近隣自治会の方へ情報提供を行う。

※1：地元の代表者、保護者及び学識経験者が委員として参加し、募集要領、移譲に係る諸条件及び移譲先法人の選定等について審議する。

※2：地元の代表者や保護者が委員として参加し、移譲先法人による園の運営を円滑に行うため、園舎建設や保育内容等について協議する。

<今後のスケジュール（予定）>

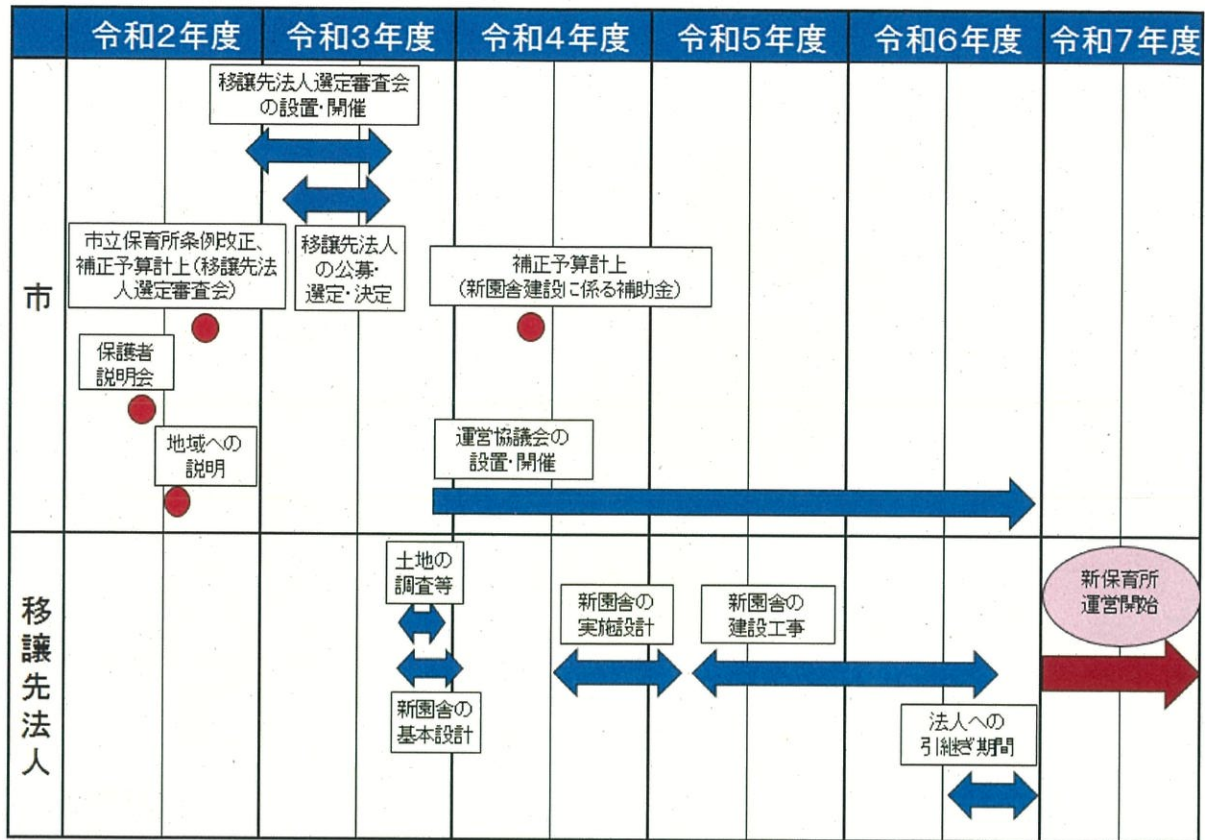
○長崎市

令和2年9月	保護者及び地域への説明
令和2年11月市議会定例会	長崎市立保育所条例の一部を改正する条例の議案上程 (令和7年4月に両保育所を廃止) 移譲先法人選定審査会開催に係る補正予算計上
令和3年3月～11月	移譲先法人選定審査会の設置・開催
令和3年6月～8月	移譲先法人の公募（公募期間2か月程度）
令和3年11月	移譲先法人の決定
令和4年3月	運営協議会の設置
令和4年9月市議会定例会	新園舎建設に係る補助金の補正予算計上

○移譲先法人（令和3年11月決定予定）

令和3年12月～令和4年2月	土地の調査等
令和3年12月～令和4年4月	新園舎の基本設計
令和4年10月～令和5年5月	新園舎の実施設計
令和5年7月～令和6年12月	新園舎の建設工事
令和7年4月	新保育所運営開始

〈今後のスケジュール（イメージ図）〉



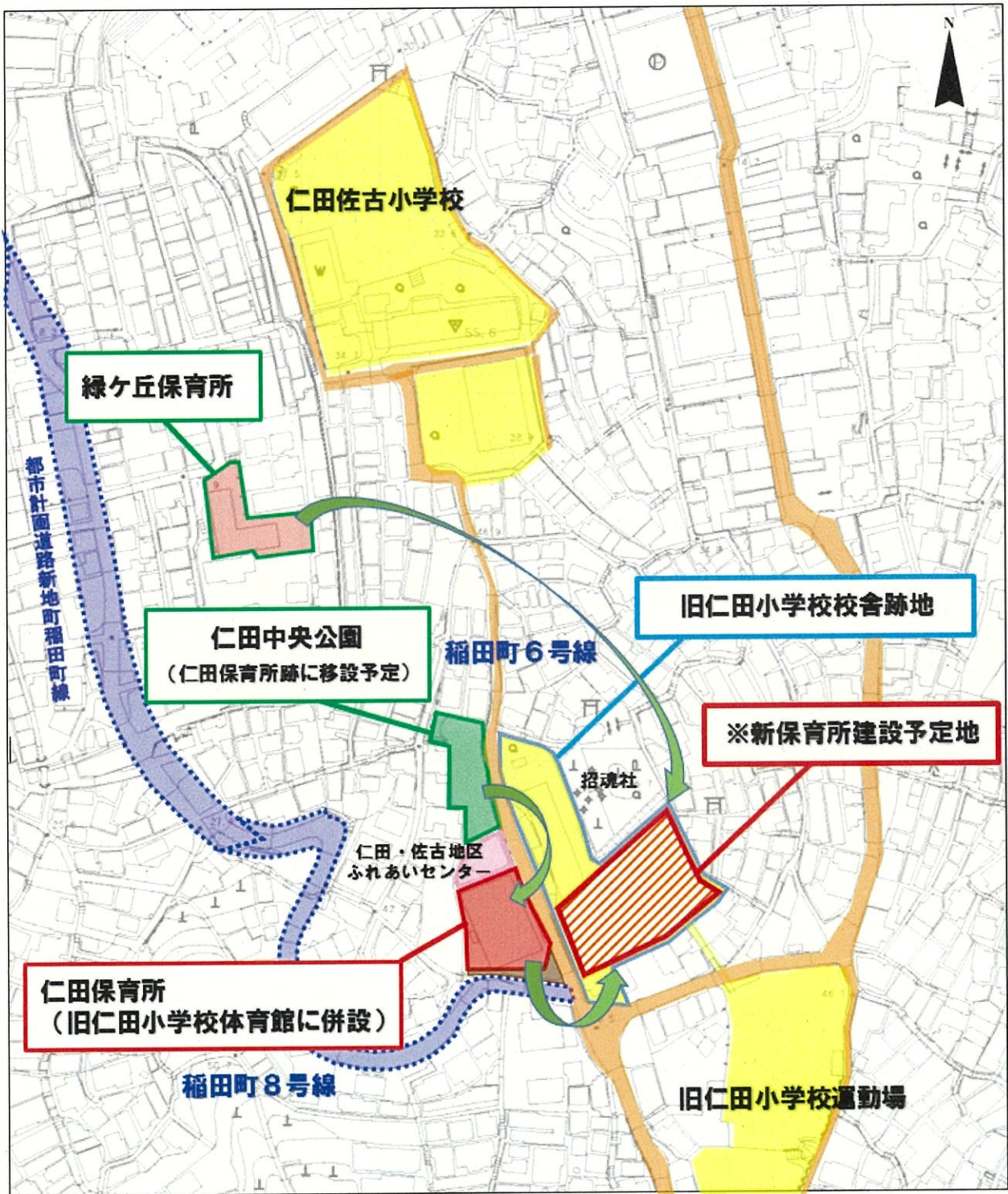
【参 考】

○仁田保育所及び緑ヶ丘保育所の概要

名 称	仁田保育所			緑ヶ丘保育所		
所在地	稲田町 12 番 22 号			館内町 5 番 24 号		
定員及び 入所者数 (R2. 4. 1 現在)	歳児	定員	入所者数	歳児	定員	入所者数
	0 歳児	3 人	3 人	0 歳児	7 人	4 人
	1 歳児	24 人	7 人	1 歳児	36 人	8 人
	2 歳児		5 人	2 歳児		11 人
	3 歳児	63 人	13 人	3 歳児	77 人	17 人
	4 歳児		9 人	4 歳児		9 人
	5 歳児		14 人	5 歳児		15 人
	計	90 人	51 人	計	120 人	64 人
土 地	市有地 : 1, 402. 78 m ²			市有地 : 1, 147. 59 m ² 借 地 : 254. 54 m ² (園庭の一部)		
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積 : 646. 1 m ² 延床面積 : 462. 875 m ² (保育所部分の 1 階のみ)			鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積 : 321. 39 m ² 延床面積 : 665. 28 m ²		
建築年月日	昭和 48 年 6 月 1 日 (築 47 年)			昭和 49 年 4 月 1 日 (築 46 年)		

【参考】

○仁田保育所及び緑ヶ丘保育所周辺図



2 放課後児童クラブにおける不適正な会計処理について

(1) 概要

・令和元年12月6日に、A児童クラブの定期調査を実施したところ、不適正な領収書があり、再三にわたり確認のための資料を要求したが提出されなかった。

その後、2月17日に運営委員会会長から市に対し、運営委員会委員である会計担当者が運営委員会の資金を横領しているとの報告があり、引き続き調査を行った。

・通帳及び帳簿などの確認の結果、用途が不明な出金など適正な支出として確認できない金額が判明した。内容について会計担当者に確認したところ、私的な使用について認めた。

・当該児童クラブは運営委員会によって運営されていることとなっていたが、会長は名前だけ貸しているという認識であり、それ以外の委員は了承もなく勝手に名前を使われていたという状況であり、運営体制は機能していなかった。

・市へ提出があった補助金の実績報告書については、通帳、領収書等も偽造されたものであり、虚偽の内容であったことを確認した。

・長崎県警（長崎署）は、一度運営委員会から本件について相談を受けているが、運営委員会が現在のところ事件化しない方針のため、一旦捜査を終了している。

(2) Aクラブに対する立入検査の内容について

ア 調査の結果

(ア) 通帳及び帳簿などの確認の結果、用途が不明な出金など適正な支出として確認できない金額があることが判明した。

(イ) 運営委員会会長及び当該会計担当者に聞き取りを行った結果、当該会計担当者が放課後児童クラブの口座から現金を引き出し、私的に使用したことが判明した。

(ロ) 当該児童クラブは、保護者や地域の方などで構成される「運営委員会」によって運営されているが、地域の方は名前だけ使われている状況であり、運営体制は機能しておらずチェック機能が果たされていなかった。

(ハ) 本来、決算については監査員が会計監査を行い、それを運営委員会において報告を行い、審議し了承される必要があるが、会計監査は実施されておらず、運営委員会において正式に審議されていなかった。また、監査員の押印も無断で当該会計担当者が行っていた。

(ニ) 補助金の申請書や実績報告書は虚偽の内容が記載されていた。

(ホ) 運営委員会の会計においては、通帳や印鑑を全て運営委員会会計担当者1人に預けており、当該会計担当者の判断で現金の取り扱いが行われていた。

イ 適正な支出が確認できない金額

今回の調査においては、市から運営委員会へ交付した補助金以上の支出額が認められたものの、実績報告があった補助対象経費と長崎市が算定した補助対象経費が一致しなかった。

その差額は次のとおりである。

〈補助対象経費〉

(単位：円)

	実績報告額 (A)	支出が確認できる金額 (B)	差引額 (A-B)	返還額
平成 26 年度	6,162,161	6,160,975	1,186	1,186
平成 27 年度	7,348,423	7,592,094	-243,671	0
平成 28 年度	10,511,054	9,860,574	650,480	650,480
平成 29 年度	19,428,070	18,978,845	449,225	449,225
平成 30 年度	19,216,048	19,282,806	-66,758	0
令和元年度	25,839,150	25,839,150	0	0
計	88,504,906	87,714,444		1,100,891

ウ 運営体制について

運営委員会としての機能が果たされておらず、適正な運営が行われていなかったことを解決するため、また、利用児童のためにも早急に法人移譲を進める必要があり、令和2年4月1日付けで社会福祉法人へ運営移譲が行われた。

(3) Aクラブに対する対応

【平成 26 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度分補助金の一部交付決定取消及び返還命令】

運営委員会から提出があった実績報告書に記載の補助対象経費と市が行った調査で領収書等により適正な支出を確認することができた補助対象経費の差額を補助金の不適正使用として交付決定を取り消す金額とする。

なお、平成 27、30 年度については、実績報告額より市で確認した対象経費支出が多かったため、返還は発生しない。

〈補助対象経費計〉

(単位：円)

	実績報告額	市調査分	返還額
平成 26 年度	6,162,161	6,160,975	1,186
平成 28 年度	10,511,054	9,860,574	650,480
平成 29 年度	19,428,070	18,978,845	449,225
計	36,101,285	35,000,394	1,100,891

返還を命じる額 1,100,891円

[参考：補助金既交付額]

平成 26, 28, 29 年度計	
	17,783,220円
H26 年度	3,634,000円交付
H28 年度	4,279,820円交付
H29 年度	9,869,400円交付

(4) 今後の対応について

市内の放課後児童クラブ（全 96 クラブ）に対して文書により適正な会計管理と運営体制などについて周知徹底するとともに、運営委員会及び一般社団法人においては検査を実施する。